

議案第 6 号

高根沢町農業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例等を廃止する等の条例の制定
について

高根沢町農業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例等を廃止する等の条例を、次のように定める。

令和 7 年 6 月 3 日

高 根 沢 町 長 神 林 秀 治

高根沢町農業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例等を廃止する等の条例の制定について

1 概要

新庁舎及び文化スポーツ複合施設の整備に伴い、町民広場内の施設に係る関係条例の廃止又は一部改正を一括して行うものです。

2 制定内容

(1) 高根沢町農業者トレーニングセンター等の解体撤去に伴う条例廃止 (第1条)

施設の設置等に係る次の条例を廃止します。

- ア 高根沢町農業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例
- イ 高根沢町農村環境改善センター及び町民ホールの設置並びに管理に関する条例
- ウ 高根沢町保健センターの設置及び管理条例
- エ 高根沢町福祉センターの設置及び運営に関する条例

(2) 町民広場内の弓道場及びテニスコートの廃止に伴う一部改正 (第2条及び第3条)

次の条例中の弓道場及びテニスコートの使用料に係る規定を削ります。

- ア 高根沢町体育施設設置及び管理に関する条例
- イ 高根沢町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例

3 施行日

規則で定める日

高根沢町条例第 号

高根沢町農業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例等を廃止する等の条例

(高根沢町農業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例等の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 高根沢町農業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例（昭和56年高根沢町条例第14号）
- (2) 高根沢町農村環境改善センター及び町民ホールの設置並びに管理に関する条例（昭和58年高根沢町条例第19号）
- (3) 高根沢町保健センターの設置及び管理条例（昭和62年高根沢町条例第4号）
- (4) 高根沢町福祉センターの設置及び運営に関する条例（昭和62年高根沢町条例第29号）

(高根沢町体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 高根沢町体育施設設置及び管理に関する条例（昭和55年高根沢町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第8条関係） 町民広場使用料			別表第2（第8条関係） 町民広場使用料		
昼 間	時間	昼間（5：00～17：00）	昼 間	時間	昼間（5：00～17：00）
	区分			区分	
	（略）	（略）		（略）	（略）
	野球場（1面）	1時間あたり 200円		野球場（1面）	1時間あたり 200円
				弓道場	1時間あたり 100円

夜間	時間		夜間（17：00～21：30）
	区分		
	（略）	（略）	（略）
	野球場（1面）	全灯	1時間あたり 4,000円
		半灯	1時間あたり 2,500円
	弓道場		1時間あたり 100円

備考 改正箇所は、太線で囲まれた部分である。

（高根沢町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 高根沢町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例（昭和58年高根沢町条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前										
別表（第8条関係） 多目的運動広場使用料	別表（第8条関係） 多目的運動広場使用料										
<table> <tr> <th>施設区分</th><th>昼間（8：30～17：00）</th></tr> <tr> <td>ゲートボールコート（1面）</td><td>1時間あたり100円</td></tr> </table>	施設区分	昼間（8：30～17：00）	ゲートボールコート（1面）	1時間あたり100円	<table> <tr> <th>施設区分</th><th>昼間（8：30～17：00）</th></tr> <tr> <td>テニスコート（1面）</td><td>1時間あたり100円</td></tr> <tr> <td>ゲートボールコート（1面）</td><td>1時間あたり100円</td></tr> </table>	施設区分	昼間（8：30～17：00）	テニスコート（1面）	1時間あたり100円	ゲートボールコート（1面）	1時間あたり100円
施設区分	昼間（8：30～17：00）										
ゲートボールコート（1面）	1時間あたり100円										
施設区分	昼間（8：30～17：00）										
テニスコート（1面）	1時間あたり100円										
ゲートボールコート（1面）	1時間あたり100円										

備考 改正箇所は、太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。